

税理士法人 原会計事務所 原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀4-13-1
TEL:03-3552-5500(代) FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666(代) FAX:047-333-8811
喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3334
安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋5-5-3
TEL:047-424-5566(代) FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL http://www.harakaikei.com/



訪日外国人客が過去最高に
1人当たり支出は約23万円

観光庁が発表した2024年訪日外国人消費動向調査によると、外国人旅行消費額の総額は前年より53・4%増の8兆1395億円と過去最高を更新。2019年比でも69・1%増となり、訪日客1人当たりの旅行支出は22万7000円に達した。
また、訪日外国人数も20

19年の3188万人から約500万人増えて3686万9900人と過去最高を更新、これで2024年は消費額、訪日客数ともにコロナ禍前を上回った。

国・地域別に見ると、韓国が882万人(57・9%増)、中国が698万人(27・2%増)、台湾が604万人(23・6%増)、米国が272万人(58・1%増)、香港が268万人(17・1%増)となった。

「儲かる経営キック君」公開 売上高をシミュレーション

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、このほど公開した「価格転嫁検討ツール」か

らステップアップし、利益を得るための売上高をシミュレーションできる「儲かる経営キック君」を公開した。

「儲かる経営キック君」は、製造業・サービス業など業種別に対応することで入力項目を最適化するとともに、多品種(商品・取引先)同時入力や比較分析などのシミュレーション機能を追加した。これにより、商品・取引先ごとの収支採算性の比較や価格転嫁の必要性の検討など様々なシミュレーションが可能となる。利用は無料で、登録手続きも不要。

<https://kakakutenka.smj.go.jp/moukan/>

売上高100億円を目指す 企業の登録を5月に開始

中小企業庁と中小機構は、売上高100億円という高い目標を目指し、それに向けて挑戦を行う企業・経営者を応援するプロジェクトの第一弾として、中小企業自身が宣言する「100億宣言」を開始する。

5月にも特設ポータルサイトで申請の受け付けを始める。

「100億宣言」は、中小企業が飛躍的成長を遂げるために、自ら「売上高100億円」という、経営者にとって野心的な目標を目指し、実現に向けた具体的な取り組みを行っていくことを宣言するもの。「100億宣言」を行うことで、成長加速化補助金などの補助金が活用できる。受け付け時期や方法などは中小企業庁のホームページで順次公開する。



基礎年金

公的年金で加入期間に応じて支給される1階部分の年金のこと。自営業者などの第1号被保険者が加入する「国民年金」を指すこともある。サラリーマンや公務員などの第2号被保険者は、給与やボーナスなどの報酬に応じて納付した年金の保険料に基づいて「厚生年金」(2階部分)が加算される。基礎年金には、給付理由に応じて「老齢基礎年金」「遺族基礎年金」がある。「老齢基礎年金」は、保険料納付期間と免除期間を合わせて10年以上であれば、65歳から支給される。
また、加入期間中に死亡した者によって生計を維持されていた配偶者や子には「遺族基礎年金」が支給される。



試用期間後の本採用の拒否

試用期間とは、新しく採用した労働者のスキルや適性を確認するための期間です。面接や書類選考だけで労働者のすべてを把握することは難しいため、雇用する際に3カ月〜半年程度の試用期間を設け、自社に合った人材かどうか見極める企業は少なくありません。

試用期間中は、使用者に一定の範囲内での解雇権が認められています。そのため、労働者に十分な能力や適性がなく、自社の業務を期待通りに遂行できないと使用者が判断する場合、試用期間の満了後に本採用を拒否することができます。

ただし、試用期間とは、本採用をするかどうかを自由に決められる「お試し期間」ではありません。試用期間は「解約権留付労働契約」と呼ばれる労働契約の一種です。

したがって、試用期間中も使用者と労働者の間で労働契約が成立しているため、本採用を拒否することは「解雇」に該当します。労働契約法上、使用者は労働者を合理的な理由

なしに解雇することはできません。

具体的に、試用期間後の本採用拒否が認められるケースとしては、以下が挙げられます。

① 出勤率不良や無断欠勤がある場合
② 勤務態度が不良で上司から注意を受けても改善されない場合

③ 教育や指導をしたにもかかわらず、一定水準に達しない場合
④ 協調性を欠くなど社員としての適性が不在の場合

⑤ 重大な経歴詐称がある場合
本採用拒否をする場合には、以下の各点に留意した上で慎重に判断する必要があります。

・ あらかじめ十分な改善指導を行う
・ 試用期間の延長も検討する
・ 退職勧奨を行う

・ 本採用拒否を事前に予告する
試用期間中の場合、就労開始から

14日以内であれば解雇予告手当は不要ですが、14日を超えて働いている場合は通常の解雇の場合と同様に、

30日前の予告が解雇予告手当が必要となります。

厚生労働省は、扶養されるパートなどの短時間労働者の厚生年金加入を拡大するため、勤務先の従業員数を「51人以上」と定めている企業規模要件を2035年10月に廃止する方針です。

これまででは29年10月としていましたが、保険料を労使で折半する中小企業の事務負担などを考慮し、十分な準備期間が必要だとし、段階的に進める方向で調整しています。

具体的には、企業規模要件は、27年10月に「51人以上」から「36人以上」へ緩和。29年10月に「21人以上」へ、32年10月に「11人以上」へ段階的に緩和し、35年10月に廃止します。

保険料は労働者と会社が折半するのが原則ですが、保険料の天引きによる手取りの減額を抑えるため、企業の負担割合を増やせる特例の創設も新たに明記されました。

特例の対象は、50人以下の企業と5人以上の個人事業所に限定します。

従業員5人以上の個人事業所の場合、厚生年金の加入対象は現在17業種ですが、29年10月に全業種に拡大

厚生年金加入の企業規模要件 2035年までに段階的に廃止へ

します。ただ「物価高で経営が厳しく負担は大きい」との懸念があるため、対象を新規に開業する事業所に限定し、既存の事業所は当面は免除します。

保険料負担を避けるため働く時間を抑制する「106万円の壁」とされてきた年収要件（106万円以上）も撤廃します。

厚生年金加入対象の要件のうち、「月額賃金8万8000円（年収換算約106万円）以上」とする年収要件は、関連法の公布から3年以内に撤廃するとしていた当初案を維持しました。

企業規模と年収の要件が両方撤廃された後は、どの規模の企業に勤めていても、週20時間以上働けば、学生を除いて厚生年金加入が義務づけられます。

このほか、働く高齢者の厚生年金を減額する「在職老齢年金」をめぐるのは、現在支給額が月50万円を超えると、超過分の半額の厚生年金が支給されない仕組みですが、26年4月からは月62万円までは満額で受け取れる方向で調整しています。



深刻化する人手不足 コロナ禍以降で過去最高

■帝国データバンク調査

帝国データバンクが実施した「国内企業における人手不足動向」調査によると、慢性的な人手不足が深刻化しており、正社員の不足を感じる企業は53・4%に達しています。これはコロナ禍以降での過去最高で、その傾向が止まる兆しは見られません。そこで今号では、企業における人手不足の現状と対策について取り上げます。

同調査によると、2025年1月の段階で正社員の不足を感じる企業は53・4%に達しています。非正社員に関しては30・6%で、1月としては2年ぶりに3割を超え、過去4番目の水準になっています。

業種別にみると、正社員の人手不

●人手不足の割合 業種別●

		(%)
正社員		2025年1月
1	情報サービス	72.5
2	建設	70.4
3	メンテナンス・警備・検査	66.5
4	運輸・倉庫	66.4
5	リース・賃貸	65.9
6	金融	63.7
7	専門サービス	62.6
8	人材派遣・紹介	61.9
9	自動車・同部品小売	60.8
10	旅館・ホテル	60.2

		(%)
非正社員		2025年1月
1	人材派遣・紹介	65.3
2	飲食店	60.7
3	各種商品開発	56.8
4	飲食料点小売	54.5
5	メンテナンス・警備・検査	53.3
6	娯楽サービス	51.1
7	旅館・ホテル	50.0
8	教育サービス	47.7
9	繊維・繊維製品・服飾品小売	45.1
10	金融	43.2

足割合では、「情報サービス」が72・5%と最も高い結果となりました。特にシステムエンジニアの不足が影響しています。

次いで「建設」が70・4%。企業の中には「十分な仕事量があるが、人材不足やコスト上昇により、単純

に受注が得られる状況ではない」との声もあがっています。

さらに「メンテナンス・警備・検査」が66・5%、「運輸・倉庫」が66・4%など、全体で8業種が60%以上の人手不足を実感しています。

■「人手不足」を感じる企業の68・1%が賃上げを予定

また、帝国データバンクの調査によると、2025年度に正社員の賃上げを実施予定の企業の割合は61・9%に達していますが、この中で人手不足を感じている企業は68・1%に上り、全体を大きく上回っています。

一方、従業員の退職や採用の難しさ、さらには人件費の上昇が影響し、「人手不足倒産」が増加しています。2024年には342件が発生し、過去2年間で最多を記録する事態となっています。

■人材不足解決に向けた対策

中小企業の人材不足への主な対応策をあげてみます。

まず従業員個々のスキルアップを図り、従業員一人あたりの生産性を向上させます。加えて、「業務マニュアルの作成・整備」などを実施しておく、在宅勤務や有給休暇、育児休業などで一時的に担当者が不在になったときでも他の従業員の代替

対応が可能になります。そのためにも、業務の標準化・マニュアル化、重複業務の見直し、業務の簡素化などを行う必要があります。

また、女性や高齢者を積極的に採用することも解決策の一つです。子育て中の女性や、定年退職したばかりのシニアの中には、優秀な人材は多くいます。短時間勤務や仕事の内容を限定するなど、多様な働き方を取り入れることで、そういった人材を採用することができます。近年は外国人労働者を積極的に採用する企業も増加しています。企業においては、多様な人材を受け入れる社内体制整備が必要になります。

また、ITツールを積極的に導入し、人力に頼らない業務フローに切り替えると、少人数でも業務がこなせるようになります。現在は定型業務が自動化の中心ですが、今後はAI（人工知能）の発達により、自動化できる業務領域は広がっていくことが予想されます。

業界を問わず広がる人材不足に対し、企業には具体的な対策が求められています。賃上げによる待遇改善、多様な働き方の推進、採用対象の拡大など、それぞれの企業に合った施策を組み合わせていくことが重要です。



令和5年度 租税特別措置の適用実態調査 適用法人は148万3千法人

財務省はこのほど、令和5年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を公表しました。それによると、令和5年4月1日（令和6年3月31日までの間に終了した事業年度において、適用額明細書の提出があった法人数は148万3298法人で、前年度よりも2万1142法人の増加となりました。

適用件数は法人税関係特別措置78項目について延べ241万8094件で、前年度よりも6万9275件増えています。

適用件数の多い措置は？

個別措置ごとの適用件数を見みると、中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を15%（本則19%）とする「中小企業者等の法人税率の特例」がこれまでの調査と同様に最も多く、108万279件（前年度106万8172件）でした。

そのほか、適用件数が多かった順に、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」

が65万7884件、「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」が28万6373件、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」が25万4483件などと続いています。

中小企業者等の法人税率の特例

令和7年度改正で延長・見直し
なお、令和7年度税制改正（大綱）

によると、「中小企業者等の法人税率の特例」について、賃上げや物価高への対応に迫られている中小企業者の状況を踏まえ、適用期限が2年延長されることになりました。

ただし、極めて所得の高い中小企業者については一定の見直しが必要であるとして、以下の改正が行われることとなりました。

①所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（従前15%）に引き上げられます。

②グループ通算制度の適用を受けている法人は適用除外になります。

4月の税務と労務

一税務一

- ★ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与を受けなくなった者がいるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
 - ★ 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…4月30日（道府県及び市町村）
 - ★ 軽自動車税（種別割）の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
 - ★ 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
 - ★ 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
 - ★ 2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所得税）・法人住民税）
申告期限…4月30日
 - ★ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
 - ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
 - ★ 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…4月30日
 - ★ 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
 - ★ 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
 - ★ 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の期間
 - ★ 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
- 一労務一
- ★ 健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月30日

国の主要な経済指標となるGDP（＝国内総生産）で、内閣府が発表した2023年の名目GDPは約591兆4820億円となり、ドルベースで換算すると日本はドイツに抜かれ、世界3位から4位へと転落しました。▼日本は1968年から2009年までは1位のアメリカに次いで2位でしたが、2010年に中国に抜かれ3位に、そして今回ドイツに抜かれ4位となりました。▼要因としては、円安ドル高が進み、ドルに換算した時の総額が目減りしたこと

日本のGDP、世界4位に

や、ドイツ側のGDPが物価高により引き上げられたことなどがあげられます。▼順位が入れ替わったのは為替が大きな要因だとしても、そもそも日本が長年コストカットを優先し、前向きな投資には消極的だったことが指摘されています。▼それが最近ようやく見直され、人材育成や設備投資で生産性を上げるなどの動きが活発化しています。思いきった賃上げや未来への投資を増やして、力強い経済を取り戻す努力が一層求められています。